

地区社会福祉協議会活動総合支援事業 見守り活動支援助成事業助成要領

この助成要領は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の地区社会福祉協議会総合支援事業のうち、見守り活動支援助成事業について地区社会福祉協議会総合支援事業実施要綱第11条に基づき補足として助成に関するることを定めるものである。

（対象事業）

第1条 組織強化事業、広報啓発事業、地域実践事業、先駆的提案事業以外の事業で見守り活動に該当するものを対象事業とする。また、地域福祉担当や地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）と企画・立案段階から協働作業で連携を図ること、継続して事業を行うことを必須とする。

（交付申請及び交付決定）

- 第2条 助成金の交付を受けようとする地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）は、計画・申請書（様式10）を市社協会長に提出する。原則、交付決定を受けるまでは事業着手しないものとする。
- 2 地区社会福祉協議会活動総合支援事業実施要綱第7条、別表に基づき、申請書類をもって審査する。1地区につき1年に1回限りの申請とし、1申請あたり100,000円以内を交付する。

（請求及び実績報告）

- 第3条 地区社協は、事業終了後助成金請求書（様式11）、実施報告書（様式12）、収支決算書（様式13）、事業の成果が分かるもの（写真等）を速やかに提出する。
- 2 原則、助成金交付は事業実施後とするが、企画・立案段階で事業実施前交付の必要性が妥当である場合は、事業実施前に助成金を交付できるものとする。

（助成金返還）

第4条 本事業の完了に伴い、すでに交付した助成金を精算し、余剰金が生じた場合には、市社協会長の定めるところにより、返還するものとする。

附 則

この要領は、令和2年2月3日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。